

議案第222号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。
幼稚園の表中大阪市立新高幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

新高幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立学校設置条例 (抄)

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

幼稚園

名	称	位	置
省		略	
<u>大阪市立新高幼稚園</u>		<u>大阪市淀川区新高1丁目</u>	
省		略	
省			略